

アウトソーシングに関する指針

平成 28 年 2 月
湯沢市行財政改革推進本部

1. 目的

超高齢化による社会保障関係費の増加や公共ニーズが複雑多様化する一方で、人口減少等による税収の減少、職員数の減少が進み、これまで以上に簡素で効率的な自治体経営が求められています。

こうした中、市が行う業務について、民間が有する専門性やノウハウを活用することで、サービスの維持・向上やコストの削減を図るとともに、市が本来果たすべき役割の重点化を進めるため、外部委託を始めとする多様なアウトソーシングを推進します。

2. 定義

本指針では、市が行う業務の一部又は全部を外部に委ねる(外部資源を活用する)ことを「アウトソーシング」と定義し、次のとおり区分します。

手 法	概 要
民営化	業務の一部又は全部を全面的に民間へ移行
外部委託	市が行う業務について、執行の一部又は全部を契約により外部の主体に委託 (複数の業務を同一事業者等にまとめて委託する包括的民間委託などもここに含まれる)
指定管理者制度	地方自治法第 244 条に定める公の施設の管理運営を指定管理者に行わせる制度
PFI	公共施設等の建設、維持管理、運営等について、民間の資金やノウハウを活用して行う手法
労働者派遣	労働者派遣事業を営む事業者に対し、従業員を派遣してもらう契約を結んで人材を確保
市場化テスト	市と民間事業者等が競争入札に参加(官民競争入札)、あるいは民間事業者等の間で競争入札を行い(民間競争入札)、より優れていると判断された主体が業務を実施

3. 基本的な考え方

「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、アウトソーシングの可能性を検証し、積極的に導入を図ります。

具体的には、次の視点に立ってアウトソーシングに取り組むこととします。

◆サービス水準の維持・向上

市が直営で行う場合とアウトソーシングする場合のサービスについて比較を行い、サービス水準の維持・向上につながるかを検証します。

◆コストの削減

市が直営で行う場合とアウトソーシングする場合のコストについて比較を行い、コスト削減できるかを検証します。特に、複数の業務をまとめて委託する方法等により効果の最大化が図れないかを併せて検証します。

また、アウトソーシングの推進に当たっては、次の点に留意することとします。

◆地域コミュニティの活用

地域力の向上、公共サービスの担い手創出の観点から、地域団体等がアウトソーシングの相手方になり得るかを優先的に検討します。

◆公的分野の産業化

従来から市が直営で行ってきた業務を民間に開放することで、経済の活性化や雇用の創出を図ります。その際、公平性や競争性の確保に留意しつつ、できるだけ地元事業者を相手方とするよう配慮します。

4. 範囲

次に掲げる業務を除き、市が行う全ての業務を対象とし、幅広く検討することとします。

- (1) 法令の規定等により、市が直接実施する必要があるもの
- (2) 許認可、処分等の公権力の行使にあたるもの
- (3) 政策の企画立案、調整、決定などで、市が自ら判断する必要があるもの
- (4) 公正性・公平性の確保、機密保護の観点等から、外部化になじまないもの

ただし、上記業務であっても公権力の行使に直接関与しない部分については、法令等に抵触しない範囲で検討は可能であり、また、契約において守秘義務等を明記することで、問題を回避できる場合には、検討の対象とします。

5. 判断基準

導入を検討する際には、次の点について検討を行い、総合的に導入の可否を判断します。

- (1) 適切なサービスの水準が保たれるか
- (2) 関係法令等に抵触しないか
- (3) 人件費を含めたコストの削減が期待できるか
- (4) 安定的かつ継続的に業務の遂行が可能か
- (5) 民間の知識、専門性及び創意工夫を反映させることが効果的であるか
- (6) 公平性、公正性及び守秘義務が担保されるか
- (7) 導入後に発生し得る物理的・心理的なリスクに対策を講じられるか
- (8) 現在従事している正職員を別の分野で活用するなど、全体の最適化が図られるか

6. 留意事項

アウトソーシングの導入に当たっては、次の事項に留意が必要です。

- (1) 導入方式の検討
企画から管理運営までを一括して委託することや複数の業務を集約して委託すること等により、効果や効率性を最大化するような導入方式を検討します。
- (2) 市民への説明
市民サービスと密接に関わる分野については、事前に市民への説明を十分に行う必要があります。
- (3) 条例等の整備・点検
関係条例等の制定・改正が必要な場合は、手続きを進めます。
- (4) 競争性・公平性・透明性の確保
アウトソーシング先の選定に当たっては、効果的に競争原理を引き出すとともに、選定手続きの公平性・透明性を確保します。
ただし、特別な理由がある場合はこの限りではありません。
- (5) 責任の明確化
あらかじめ仕様書等により、市と相手方の責任範囲を明確にします。また、市の管理監督責任を果たせるように留意します。

また、アウトソーシングの導入後にも、次の事項に留意が必要です。

- (6) 業務モニタリングの実施
契約書・仕様書等により、業務の実施状況を継続的にチェックします。
- (7) 効果の検証と見直し
サービスの質やコストの妥当性など、効果を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【参考①】 検討のフロー図

< 業務の必要性 >

市が行う業務について、その必要性や関与の妥当性を改めて検討し、ニーズや効果等の観点から廃止すべきものは廃止し、継続するものについても、手法の改善や統合などの検討を加えます。
【市の関与のあり方に関する指針】を参照



廃止

継続

< 業務の実施主体 >

市の本来的な業務であるのか、法的な制約がないかなど、市が直営で実施すべきものか否かについて検討します。
【4.範囲】を参照

No

< 民営化の検討 >

民営化することが可能か、効果的であるのかについて検討します。

Yes

民営化

No

< 外部委託等の検討 >

外部委託等が可能か、効果的であるのかについて検討します。
【5.判断基準、6.留意事項、参考②】を参照

Yes

外部委託
指定管理
PFI など

No

< 直営業務の見直し >

市が直営で実施する業務について、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

Yes

【参考②】アウトソーシングの例

この表はあくまでも例示です。

実際の運用に当たっては、「5.判断基準」や「検討のフロー図」などを参照し、個別に有効性を検証のうえ、総合的に導入の可否を判断する必要があります。

種 別	内 容	例
1. 定型的業務	内部管理的業務、窓口業務等の同種の処理を大量に行う業務で、マニュアル化等により市が直接行った場合と同様の成果が得られるもの	○窓口サービス業務 など
2. 専門的業務	高度な技術、技能や専門的な知識を必要とするが、民間においても実施され、技術的に対応可能なもの	○情報システム等の開発や関連業務 ○設計・測量業務 など
3. 期間集中的業務	時期的に業務が集中するもので、常時一定の職員を配置する必要のないもの	○定期健康診断業務 など
4. 施設管理運営業務	施設の管理運営などで、民間に委ねる方が効率的、効果的な運営が期待できるもの	○水道事業関係 ○市営住宅、公園管理業務 など
5. 企画・運営等業務	民間の企画力、ノウハウを活用することにより、効果的な運営が期待できるもの	○広報誌・ホームページの作成 ○研修会・講習会の企画・運営業務 など
6. 現業業務	主に専門化された労務作業を行うもの	○施設清掃・維持管理業務 ○給食調理業務 など
7. そのほか代替可能な業務	民間で既に同種の業務を行っており、委託することで市民サービスの向上などが図られるもの	○公金収納業務 など